

函館市恵山コミュニティセンター条例（平成21年10月1日条例第40号）

最終改正:

改正内容:平成21年10月1日条例第40号

別表（第8条関係）

区分	時間区分			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
集会室	3,900円	4,500円	5,700円	14,100円
研修室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円
調理実習室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円
和室A	500円	600円	700円	1,800円
和室B	500円	600円	700円	1,800円
全館	5,800円	6,800円	8,600円	17,000円

備考

- 1 全館とは、すべての使用場所をいう。
- 2 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、全館を全日使用するときは、42,400円とする。
- 3 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の5割に相当する額を徴収する。ただし、全館を全日使用したときは、10,600円を徴収する。